

屋外掲示板設置補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域住民相互のコミュニケーションの増進を図るため、地域住民団体が屋外掲示板設置の事業を行う場合において、当該事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

地域住民団体 市内の一定地域において、その地域内に居住する住民によって自主的に組織された町内会、自治会又はこれらに類する団体をいう。

屋外掲示板 ポスター、チラシ等を掲出する板面で、支柱を設け又は壁面などを利用して屋外に設置するものをいう。

脚付型 屋外掲示板のうち、支柱を設けて設置するものをいう。

壁掛型 屋外掲示板のうち、壁面などを利用して設置するものをいう。

事業 地域住民団体が屋外掲示板を新設又は建替えを行うことをいう。

新設 屋外掲示板を新たに設置することをいう。

建替え 地域住民団体がこの要綱に基づき補助金の交付を受け、又は独自に設置している屋外掲示板を老朽化等の管理者の責めに帰さない損壊に伴い撤去し、更新することをいう。

(屋外掲示板の基準)

第3条 屋外掲示板は、次に掲げる基準に適合するものを対象とする。

地域住民相互のコミュニケーションを増進すること又は地域住民の生活上必要な情報を提供することを目的として設置するものであること。

設置する土地、建物及び工作物の所有者又は管理者から設置することについて承諾を得たものであること。

(屋外掲示板の設置可能基数)

第4条 この要綱に基づいて補助金の交付を受けて、新設又は建替えにより設置することができる1地域住民団体当たりの屋外掲示板の基数は、原則として、補助金交付申請時の地域住

民団体の加入世帯数に対して、中区、東区、南区及び西区においては、100世帯につき1基、安佐南区、安佐北区、安芸区及び佐伯区においては、50世帯につき1基の割合で計算した数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）を限度とする。

（補助金の額）

第5条 市長は、地域住民団体が事業をするときは、事業に要する経費の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を補助するものとする。ただし、屋外掲示板1基当たり、脚付型にあつては1万5,000円を、壁掛型にあつては1万円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第6条 地域住民団体の代表者（以下「代表者」という。）は、事業の実施に伴い補助金の交付を受けようとするときは、事業の着手前に、別記第1号様式による補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

設置場所の位置図

設置費の見積書又はその写し

設置する土地、建物又は工作物の所有者又は管理者が承諾したことを証する書類

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の申請書の提出があつた場合において適当と認めるときは、補助金交付の決定をし、別記第2号様式による補助金交付決定通知書により、その旨を代表者に通知する。

（事業計画の変更）

第8条 代表者は、第7条により補助金交付の決定を受けた事業について、事業計画を変更しようとするときは、遅滞なく別記第3号様式による事業計画変更申請書に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出し、別記第4号様式による事業計画変更申請承認通知書により、その承認を受けなければならない。

（完了報告）

第9条 補助金交付の決定を受けた代表者は、事業が完了したときは、別記第5号様式による事業実績報告書を市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定等)

第10条 市長は、前条の報告書の提出があった場合において適当と認めるときは、補助金額の確定をし、別記第6号様式による補助金額確定通知書により、その旨を代表者に通知する。

(屋外掲示板の管理)

第11条 この要綱により設置した屋外掲示板は、美観を損なわないように地域住民団体において適切に管理しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に伴う補助金の交付に関し必要な事項は、広島市補助金等交付規則（昭和36年広島市規則第58号）の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成元年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。